

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第六十六号

鳥取縣農産物門司幹旋所規程を次のように定める。

昭和二十五年八月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農産物門司幹旋所規程

(業務)

第一條 鳥取縣農産物門司幹旋所(以下幹旋所という)は本縣農産物の販売幹旋所市況の速報並びにこれに伴う各種の調査及び連絡を行うものとする。

(設置場所)

第二條 幹旋所は門司市にこれを置く。

(職員組織)

第三條 幹旋所には主事又は技師(以下駐在員という)

昭和二十五年八月三十一日
外 木 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五割

を駐在せしめる。

2 駐在員が二名以上の場合は上級者をもつて主任とする。

(服務)

第四條 駐在員は知事並びに所屬部課長の指揮監督に服さなければならぬ。

(販売の申込及び取消)

第五條 販売幹旋の申込みをしようとする者は別に定める様式の販売幹旋申込書(以下幹旋申込書という)を駐在員に提出しなければならない。但し駐在員が認めるときは幹旋申込書を省略することができる。

第六條 販売の申込みを取消しようとする者は、その事由を駐在員に申出て承諾を受けなければならない。

(規定施行上の細目)

第七條 この規程施行につき必要な事項は知事が別に定

める。

(附則)

この規程は公布の日から施行する。

昭和二十五年八月三十一日印刷
昭和二十五年八月三十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

発行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

印刷所

鳥取縣